

平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会社名 倉庫精練株式会社
代表者名 代表取締役社長 中前 和宏
(コード番号 3578 東証第二部)
問合せ先 総務課長 上田 紀昭
(TEL. 076-249-3131)

丸井織物株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

丸井織物株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、公開買付者が本日付で開示した「倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）のとおり、本公開買付けに係る買付け等の期間及び買付け等の価格の変更を行うこと（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したことを受け、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしましたので、お知らせいたします。これに伴い、平成 29 年 3 月 27 日に開示いたしました「丸井織物株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び丸井織物株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」の内容を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の価格

(変更前)

普通株式 1 株につき、148 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

(変更後)

普通株式 1 株につき、160 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

(変更前)

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、本公開買付けは、買付予定数の上限（株式所有割合 50.01%）が設定された、いわゆる部分買付けにより当社を子会社化することを目的としており、当社株式の上場廃

止を企図するものではないことから、本公開買付価格については意見を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(変更後)

当社は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、公開買付者は、平成 29 年 4 月 14 日付で、公開買付者プレスリリースのとおり、本公開買付けにおける買付け等期間（以下「公開買付期間」といいます。）を平成 29 年 5 月 18 日まで延長し、公開買付期間を合計 35 営業日とした上で、本公開買付価格を金 148 円から金 160 円とする本買付条件等変更を行う旨を決議しました。当社は、本買付条件等変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けについて、賛同の意見を表明することを平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会にて決議しました。

また、本公開買付けは、買付予定数の上限（株式所有割合 50.01%）が設定された、いわゆる部分買付けにより当社を子会社化することを目的としており、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、引き続き、本公開買付価格については意見を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、当社を公開買付者の子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象として本公開買付けを実施すること、並びに平成 29 年 3 月 27 日付で当社との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議したとのことです。本資本業務提携契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本資本業務提携契約」をご参照下さい。なお、本書提出日現在、公開買付者は当社株式を所有していないとのことです。

(後略)

(変更後)

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、当社を公開買付者の子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式を対象として本公開買付けを実施すること、並びに平成 29 年 3 月 27 日付で当社との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議したとのことです。その後、公開買付者は、平成 29 年 3 月 28 日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 4 月 14 日、公開買付期間を平成 29 年 5 月 18 日まで延長し、公開買付期間を合計 35 営業日とした上で、本公開買付価格を金 148 円から金 160 円とする本買付条件等変更を行う旨を決定したとのことです。本資本業務提携契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「（2）本資本業務提携契約」をご参照下さい。なお、本書提出日現在、公開買付者は当社株式を所有していないとのことです。

（後略）

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（i）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
（変更前）

（前略）

上記を踏まえ、公開買付者は、当社に対して、平成 29 年 2 月 18 日に、法定相続人ら応募対象株式の取得を含めた本公開買付けに関する意向を伝えたとのことです。また、上記と並行して、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下「山田ビジネスコンサルティング」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして指名し、平成 29 年 1 月 19 日より当社に対するデュー・ディリジェンスを開始したとのことです（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成 29 年 3 月 17 日に終了したとのことです。）。また、公開買付者は、平成 29 年 3 月中旬に本応募予定株主に対して本公開買付けに関して説明を行ったとのことです。その後、公開買付者は、平成 29 年 3 月 27 日付で本応募予定株主との間で本応募契約を締結し、法定相続人らは法定相続人ら応募対象株式の全て（所有株式数：2,386,840 株、所有割合：33.50%）を、岩沼香織氏は岩沼香織氏応募対象株式の全て（所有株式数：75,000 株、所有割合：1.05%）を、西川雅弘氏は西川雅弘氏応募対象株式の全て（所有株式数：27,600 株、所有割合：0.39%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。かかる過程を経て、公開買付者は平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、当社を子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（後略）

(変更後)

(前略)

上記を踏まえ、公開買付者は、当社に対して、平成29年2月18日に、法定相続人ら応募対象株式の取得を含めた本公開買付けに関する意向を伝えたとのことです。また、上記と並行して、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下「山田ビジネスコンサルティング」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして指名し、平成29年1月19日より当社に対するデュー・ディリジェンスを開始したとのことです（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成29年3月17日に終了したとのことです。）。また、公開買付者は、平成29年3月中旬に本応募予定株主に対して本公開買付けに関して説明を行ったとのことです。その後、公開買付者は、平成29年3月27日付で本応募予定株主との間で本応募契約を締結し、法定相続人らは法定相続人ら応募対象株式の全て（所有株式数：2,386,840株、所有割合：33.50%）を、岩沼香織氏は岩沼香織氏応募対象株式の全て（所有株式数：75,000株、所有割合：1.05%）を、西川雅弘氏は西川雅弘氏応募対象株式の全て（所有株式数：27,600株、所有割合：0.39%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。かかる過程を経て、公開買付者は平成29年3月27日開催の取締役会において、当社を子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、平成29年3月28日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年4月14日、公開買付期間を平成29年5月18日まで延長し、公開買付期間を合計35営業日とした上で、本公開買付価格を金148円から金160円とする本買付条件等変更を行う旨を決定したとのことです。

(後略)

③ 当社が本公開買付に賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

(前略)

以上のことから、当社は平成29年3月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、公開買付者と本資本業務提携契約を締結することを決議しました。なお、当社取締役会の意思決定の過程の詳細については、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(前略)

以上のことから、当社は平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、公開買付者と本資本業務提携契約を締結することを決議しました。また、当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、本公開買付けにより最終的に当社が公開買付者の子会社となることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になるとの考えに変わりはなく、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、当社取締役 4 名全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議しました。なお、当社取締役会の意思決定の過程の詳細については、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
(変更前)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである山田ビジネスコンサルティングに対して、当社株式の価値の算定を依頼したとのことです。なお、山田ビジネスコンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

山田ビジネスコンサルティングは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は山田ビジネスコンサルティングから平成 29 年 3 月 24 日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、山田ビジネスコンサルティングから本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：121 円から 129 円

DCF 法：140 円から 152 円

市場株価法では、平成 29 年 3 月 23 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の算定基準日の終値 123 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 129 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算について同様に計算しています。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 125 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 121 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 121 円から 129 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の平成 30 年 3 月期から平成 39 年 3 月期までの 10 年間の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれる平成 30 年 3 月期以降のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 140 円から 152 円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、当社の業界の動向、本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の過去 6 ヶ月間の市場株価の動向、等を総合的に勘案し、最終的に平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 148 円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格 148 円は、本公開買付の公表日の前営業日である平成 29 年 3 月 24 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 123 円に対して 20.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算について同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 129 円に対して 14.73%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 125 円に対して 18.40%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 121 円に対して 22.31%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

（変更後）

公開買付者は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである山田ビジネスコンサルティングに対して、当社株式の価値の算定を依頼したとのことです。なお、山田ビジネスコンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

山田ビジネスコンサルティングは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は山田ビジネスコンサルティングから平成 29 年 3 月 24 日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、山田ビジネスコンサルティングから本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：121 円から 129 円

DCF 法：140 円から 152 円

市場株価法では、平成 29 年 3 月 23 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の算定基準日の終値 123 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 129 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算について同様に計算しています。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 125 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 121 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 121 円から 129 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の平成 30 年 3 月期から平成 39 年 3 月期までの 10 年間の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれる平成 30 年 3 月期以降のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 140 円から 152 円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、当社の業界の動向、本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の過去 6 ヶ月間の市場株価の動向、等を総合的に勘案し、最終的に平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 148 円とすることを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、平成 29 年 3 月 28 日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 4 月 14 日、本買付条件等変更後の本公開買付価格を金 148 円から金 160 円に変更することを決定したとのことです。

なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格 148 円は、本公開買付の公表日の前営業日である平成 29 年 3 月 24 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 123 円に対して 20.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算について同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 129 円に対して 14.73%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 125 円に対して 18.40%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 121 円に対して 22.31%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

一方、本買付条件等変更後の本公開買付価格 160 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 3 月 24 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 123 円に対して 30.08%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 129 円に対して 24.03%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 125 円に対して 28.00%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 121 円に対して 32.23%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。また、本買付条件等変更後の本公開買付価格 160 円は、本

公開買付けの公表日である平成 29 年 3 月 27 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 124 円に対して 29.03%のプレミアムを加えた価格となるとのことです。

なお、公開買付者は、本買付条件等変更の決定にあたり、新たに当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

- ③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
(変更前)

(前略)

また、本公開買付価格である 1 株 148 円に関しては、(i) 最終的には公開買付者と応募予定株主との協議・交渉の結果を踏まえて決定されたものであり、当社はかかる協議・交渉には一切参加していないこと、(ii) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図したものではないことから、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められると判断しました。そして、当社取締役 4 名全員の一致により、当社は、本資本業務提携契約を締結すること、及び本公開買付けに賛同する旨を決議するとともに、本公開買付価格については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断を委ねることを決議しました。なお、上記 (i) 及び (ii) の状況を勘案し、当社は独自に第三者算定機関から株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、上記の当社取締役会には、当社の監査役 3 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席し、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付価格については意見を留保し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

(変更後)

(前略)

また、本買付条件等変更前の本公開買付価格である 1 株 148 円に関しては、(i) 最終的には公開買付者と応募予定株主との協議・交渉の結果を踏まえて決定されたものであり、当社はかかる協議・交渉には一切参加していないこと、(ii) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図したものではないことから、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められると判断しました。そして、当社取締役 4 名全員の一致により、当社は、本資本業務提携契約を締結すること、及び本公開買付けに賛同する旨を決議するとともに、本買付条件等変更前の本公開買付価格については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断を委ねることを決議しました。なお、上記 (i) 及び (ii) の

状況を勘案し、当社は独自に第三者算定機関から株式価値算定書及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、上記の当社取締役会には、当社の監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）全員が出席し、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本買付条件等変更前の本公開買付価格については意見を留保し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、平成29年4月14日開催の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、本公開買付けにより最終的に当社が公開買付者の子会社となることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になるとの考えに変わりはなく、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、当社取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付価格については意見を留保し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の取締役において、本公開買付けに関して、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役はおりません。そのため、上記平成29年4月14日開催の当社取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本公開買付けに関する審議及び決議には、当社の全ての取締役が参加しております。また、上記取締役会には当社の監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）全員が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することに異議がない旨、また、本公開買付価格については意見を留保し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することに異議がない旨の意見を述べております。なお、上記の監査役には本公開買付けに関して利害関係を有するものはおりません。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) 本応募契約

(i) 法定相続人ら応募契約

(変更前)

(前略)

(注2) 公開買付者は、法定相続人ら応募契約において、法定相続人らに対して、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開始日前の義務として、①法定相続人ら応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、②秘密保持義務、③法定相続人ら応募契約の交渉、準備、締結、実行に関連して自らに生じ又は自らのために支出された全ての費用（アドバイザリー等に係る費用を含む。）及び公租公課を自ら負担する義務、④法定相続人ら応募

募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑤誠実協議義務を負っているとのことです。

(後略)

(変更後)

(前略)

(注2) 公開買付者は、法定相続人ら応募契約において、法定相続人らに対して、公開買付期間の開始日前の義務として、①法定相続人ら応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、②秘密保持義務、③法定相続人ら応募契約の交渉、準備、締結、実行に関連して自らに生じ又は自らのために支出された全ての費用（アドバイザー等に係る費用を含む。）及び公租公課を自ら負担する義務、④法定相続人ら応募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑤誠実協議義務を負っているとのことです。

(後略)

(添付資料)

平成29年4月14日付「倉庫精練株式会社株券（証券コード3578）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

以 上

平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 丸井織物株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮本 徹
問い合わせ先 専務取締役 宮本 好雄
電話番号 0767-76-1337
(代表)

倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

丸井織物株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 3 月 27 日、倉庫精練株式会社（コード番号 3578、株式会社東京証券取引所市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 29 年 3 月 28 日より本公開買付けを実施していましたが、平成 29 年 4 月 14 日、本公開買付けに係る買付け等の期間及び買付け等の価格の変更を行うこと（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これに伴い、公開買付者が平成 29 年 3 月 28 日付で関東財務局に提出した公開買付届出書につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、公開買付者は、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を平成 29 年 4 月 14 日付で関東財務局に提出しております。

記

1. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

倉庫精練株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

平成 29 年 3 月 28 日（火曜日）から平成 29 年 5 月 18 日（木曜日）まで（35 営業日）

(4) 買付け等の価格（変更後）

普通株式 1 株につき金 160 円

2. 買付条件等の変更の内容（変更箇所には下線を付しております。）

(1) 買付け等の期間

（変更前）

平成 29 年 3 月 28 日（火曜日）から平成 29 年 4 月 24 日（月曜日）まで（20 営業日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 29 年 5 月 11 日（木曜日）までとなります。

(変更後)

平成29年3月28日(火曜日)から平成29年5月18日(木曜日)まで(35営業日)

(2) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式 1株につき金148円

(変更後)

普通株式 1株につき金160円

(7) 決済の開始日

(変更前)

平成29年4月28日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成29年5月17日(水曜日)となります。

(変更後)

平成29年5月24日(水曜日)

3. 買付条件等を変更する理由

当社は、平成29年3月28日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年4月14日、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を平成29年5月18日まで延長し、公開買付期間を合計35営業日とした上で、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格を金148円から金160円に変更することを決定いたしました。

4. その他

本買付条件等変更が行われる日以前に既に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以上